

## 高齢難聴者の補聴器使用に支援を



高齢で難聴になると、外出がおっくうになり、会話に入りにくくなります。補聴器は社会参加の必需品とも言え、認知症の防止にも有効であることがわかっています。

しかし、補聴器は30万～40万円と高額であり、なかなか使えません。国の支援制度の対象は重度難聴者に限られており、軽度・中等度の高齢難聴者は対象外です。

今、高齢難聴者を対象にした、補聴器購入補助制度を作る自治体が増えています。兵庫県では明石市が制度を作りました。

兵庫県として補助制度を作ることを繰り返し求めています。欧州諸国のように、難聴を医療の対象として手厚い公的補助が行われることを目指し、力を尽くします。

## 生理用品の設置などを当たり前

生理のたびに女性は生理用品購入という経済的負担を余儀なくされています。コロナ禍で『生理の貧困』が注目されましたが、本来、経済的貧困への救済にとどまらない「ジェンダー平等」の課題です。東京都、神奈川県はじめ、全国で学校トイレへの生理用品設置が広がっています。

この間、兵庫県に対し、生理用品の無償配布、学校・公的施設などのトイレへの設置を求めてきました。前へ進めるため、引き続きがんばります。



「生理用品の無償配布を実現する会」の皆さんによる生理用品の無償配布、学校・公共施設トイレへの設置を求める県への申し入れに議員団も同席（昨年5月28日）

生理用品  
無償配布  
場所の一例



- 東灘図書館など各区の図書館
- 県立男女共同参画センター（JR神戸駅・神戸クリスタルタワーの7階）
- マザーズハローワーク三宮（日本生命三宮駅前ビル1階）
- あすてっぴKOBE（神戸市男女共同参画センター）

## 高校タブレットは公費で



兵庫県教育委員会は2022年度から、県立高校（特別支援学校高等部など含む）全校の新入生に、タブレット端末を原則自費で購入させる方針です。1台約5～7万円かかり、大きな負担です（非課税世帯には無償貸与されます）。

償貸与されます）。

昨年の文科省の調査では、公立高校へのタブレット導入を決めた42都道府県の内、保護者負担ではなく、設置者（自治体）負担の方針は16自治体となっています。

兵庫県も全員分を公費で導入するよう求めています。



## 新型コロナウイルス感染症に伴う支援制度（2022年1月7日時点）

個人・世帯向け支援

### 収入減で生活が苦しい

**緊急小口資金（貸付・コロナ特例）**  
20万円以内

**総合支援資金（貸付・コロナ特例）**

- 複数世帯：月20万円以内、単身世帯：月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内
- ※どちらも償還時において、住民税非課税世帯であれば償還を免除

申請期限：2022年3月末まで延長

**生活困窮者自立支援金**

- 上記の貸付が終了した方や、一定の所得要件等を満たした世帯
- 単身世帯 6万円/月 ● 2人世帯 8万円/月 など ※最大3ヵ月

申請期限：2022年3月末まで延長（再支給の申請期限も同じ）

### 収入減で家賃の支払いが厳しい

**住居確保給付金**

- 家賃相当額を支給（上限あり）
- 例：神戸市の場合、単身世帯最大4万円など
- 原則3か月、最長9か月 ※再支給の申請期限は2022年3月末まで

### 勤務日数・シフトが減少し給料が減った労働者・学生

（シフト制、日々雇用、登録型派遣の労働者・学生も対象）

**新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金**

- 休業・シフト減前賃金の80%（11,000円/日が上限）を給付

対象期間：2021年4月～12月 申請期限：2022年3月31日（木）  
対象期間：2022年1月～3月 申請期限：2022年6月30日（木）

### 新型コロナの影響により学業の継続が厳しい学生等

**学生等の学びを継続するための緊急給付金**

- 国公立大学（大学院を含む）・短大・高専・専門学校（日本語教育機関、留学生を含む）の学生
- 高等教育の修学支援新制度の利用者、アルバイト収入で学費を賅っている（自宅生も対象）など要件あり。
- 給付額10万円

### 問い合わせ先

東灘区社会福祉協議会（東灘区役所内）  
078-841-4131（平日9時～17時30分）



神戸市生活困窮者自立支援金コールセンター  
078-277-3325（平日8時45分～17時30分）  
厚生労働省コールセンター  
0120-46-8030（平日9時～17時00分）



東灘区役所「くらし支援窓口」と伝えて下さい  
078-841-4131（平日9時～17時30分）



コールセンター  
0120-221-276  
（平日8時30分～20時、土日祝8時30分～17時15分）



在学する各学校



事業者向け支援

### 売上げが減少

**中小企業等一時支援金**

- 飲食店以外で、令和3年4月から10月で、いずれかの売上が前(々)年度の同月比で50%以上減少した国の「月次支援金」の受給者
- 中小法人 20万円 ● 個人事業主 10万円

申請受付開始は2022年1月下旬を予定

**飲食店等一時支援金**

- 飲食店等で、新型コロナ対策適正認証店※売上減少要件なし
- 10万円/店舗

申請受付は2022年1月17日(月)～2月22日(火)（予定）

兵庫県経営商業課  
078-362-3313

中小企業等



兵庫県飲食店向け協力金・一時支援金コールセンター  
078-361-2501（平日9時～17時）

飲食店等

